

政令番号430 インドキサカルブ

各都道府県での農薬の使用先別使用量（令和4年度）

（E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。）

都道府県 コード	都道府県名	使用量(kg/年)							
		田	果樹園	畑	ゴルフ場	森林	その他 非農耕地	家庭 園芸	使用量 合計
1	北海道			3.0E+1					30.0
2	青森県			2.0E+1					20.0
3	岩手県			4.0E+1					40.0
4	宮城県			5.0E+0					5.0
5	秋田県			5.0E+0					5.0
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県			1.2E+2					120.0
9	栃木県			5.0E+0					5.0
10	群馬県			2.4E+2					235.0
11	埼玉県			8.5E+1					85.0
12	千葉県			1.5E+1					15.0
13	東京都								
14	神奈川県			1.5E+1					15.0
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県			3.0E+1					30.0
20	長野県			2.8E+2					275.0
21	岐阜県			5.0E+0					5.0
22	静岡県			1.0E+1					10.0
23	愛知県			1.2E+2					120.0
24	三重県			5.0E+0					5.0
25	滋賀県								
26	京都府								
27	大阪府								
28	兵庫県			1.0E+1					10.0
29	奈良県			5.0E+0					5.0
30	和歌山県								
31	鳥取県			5.0E+0					5.0
32	島根県								
33	岡山県			1.0E+1					10.0
34	広島県			1.0E+1					10.0
35	山口県								
36	徳島県								
37	香川県			5.0E+0					5.0
38	愛媛県								
39	高知県			4.0E+1					40.0
40	福岡県			2.5E+1					25.0
41	佐賀県								
42	長崎県			1.5E+1					15.0
43	熊本県			6.5E+1					65.0
44	大分県								
45	宮崎県			2.0E+1					20.0
46	鹿児島県			3.0E+1					30.0
47	沖縄県			5.0E+0					5.0
	全国			1.3E+3					1,265.0